2　第一条の三の二の規定は、第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十三条の三の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定の申出について準用する。この場合において、第一条の三の二中「法第二十二条第十四項」とあるのは「厚生年金保険法第二十三条の三」と読み替えるものとする。

（第四号厚生年金被保険者である加入者に係る育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出の特例）

第三条の十一　第四号厚生年金被保険者である加入者が法第二十二条第十二項の規定による標準報酬月額の改定の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の二の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしたものとみなす。

2　前項の規定は、第四号厚生年金被保険者である加入者が法第二十二条第十四項の規定による標準報酬月額の改定の申出と同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の三の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしようとする場合について準用する。

（七十歳以上の使用される者の要件）

第三条の十二　七十歳以上の教職員等（法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）については、厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」という。）とみなす。

（七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等）

第三条の十三　七十歳以上の教職員等について、法第二十二条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による標準報酬月額の決定又は改定が行われたときは、当該決定又は改定された額（その額が六十二万円を越えるときは、六十二万円とする。）を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。）とする。

2　七十歳以上被用者の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、第三十七条の三の規定による標準報酬月額の決定又は改定に係る届出を七十歳以上被用者の標準報酬月額の決定又は改定に係る届出とみなす。

（七十歳以上の使用される者に係る標準賞与額に相当する額の決定等）

第三条の十四　七十歳以上の教職員等について、法第二十三条の規定による標準賞与額の決定が行われたときは、当該決定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準賞与額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準賞与額」という。）とする。

2　前項の規定により七十歳以上被用者の標準賞与額（その額が百五十万円を越えるときは、百五十万円とする。）を決定する場合においては、第三十七条の三の規定による標準賞与額の決定に係る届出を七十歳以上被用者の標準賞与額の決定に係る届出とみなす。

第四条第二項中「第四十五条」を「第四十四条」に、「その遺族の順位を証明するに足る書類（遺族がない場合には、遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証明するに足る書類）」を「死亡した受給権者（法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる書類」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第二項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による未支給の保険給付の支給を請求をするときは、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該厚生年金保険法による未支給の保険給付の請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、同項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

第十四条第一項第六号中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「障害一時金」を「障害手当金」に改め、同条第二項第二号中「給与」を「報酬」に改め、同条第三項中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に改める。

第十五条第二項第四号及び第十六条第二項第二号中「給与」を「報酬」に改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節　退職等年金給付

第十七条の見出しを「（退職等年金給付）」に改め、同条第一項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、退職等年金給付の請求に際しては、学校法人等の経由を要しないものとする。

第十七条の二第一項中「第七十三条第四項」を「第七十五条の二第四項」に、「年金である給付を」を「退職等年金給付を」に、「年金である給付の」を「退職等年金給付の」に改め、「又は当該年金である給付に加算されている加給年金額の対象者（法第二十五条において準用する組合法第七十八条第一項に規定する加給年金の算定の基礎となる配偶者若しくは子又は法第二十五条において準用する組合法第八十三条第一項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）（次項及び第四項において「受給権者等」という。）」を削り、同条第二項及び第四項中「受給権者等」を「受給権者」に改め、又は当該加給年金額の対象者がある受給権者」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「及び前項」を「並びに第三十一条の四の二及び第三十三条の十一」に、「年金である給付（加給年金額の対象者についてのみ生存の事実が確認されなかつた受給権者が当該事実について確認できる書類を提出しないときは、当該対象者に係る加給年金額に相当する部分に限る。）」を「退職等年金給付」に改め、同項を同条第五項とする。

第十七条の二の二中「事業団が支給する年金である給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第三号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改める。

第十七条の三第一項中「から」の下に「退職等年金給付の」を加え、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同条第三項中「年金である給付」を「退職等年金給付」に改める。

第十七条の四を次のように改める。

第十七条の四　削除

第十七条の五の見出し中「平均標準給与額」を「給付算定基礎額」に改め、同条第一項及び第二項中「第七十三条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改め、同条第三項中「第七十三条の二第一項の」を「第七十五条の三第一項の」に、「同条第一項各号」を「同条第一項第三号から第六号まで」に改め、同項第四号中「第七十三条の二第一項各号」を「第七十五条の三第一項第三号から第六号までのいずれか」に改める。

第十七条の六の見出し中「標準給与の額」を「標準報酬月額」に改め、同条中「第七十三条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第十七条の七　第十七条の五の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の規定による厚生年金保険法の標準報酬月額の特例の申出について準用する。この場合において、第十七条の五中「法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項」とあるのは、「厚生年金保険法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出の特例）

第十七条の八　第四号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第二十六条第一項の申出と法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の規定による給付算定基礎額の計算の特例の申出を行うことができるときは、これらを同時に行うものとする。

（付与率の見直し）

第十八条　法第二十五条において準用する組合法第七十五条第一項に規定する付与率（以下「付与率」という。）について、同条第二項に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、共済規程を変更するものとする。